

共通研修の実施にあたっての種々の対応

実施体制

- ・本機構が主催する「共通研修」の企画・実施は、専門医制度整備委員会の中に設置する小委員会（共通研修企画実施小委員会）が担当する。
- ・「共通研修」認定申請書の審査・判定は、専門医申請学会評価認定委員会の中に設置する小委員会（共通研修評価認定小委員会）が担当する。
- ・「共通研修」の受講票（証明書）は、主催団体・機関が発行・管理する。
- ・「共通研修」の単位を認定する学会は、その受講票（証明書）をもって、歯科専門医の新規認定または更新認定の際に確認する。

移行期間の対応

- ・2020年4月以降、歯科専門医の新規申請または更新申請において、「共通研修」の履修（受講）を義務づける。
- ・本機構により新規に歯科専門医制度が認証された場合、当該認証から5年以内に認定される歯科専門医については、原則として毎年2単位以上の履修（受講）を義務づける。
- ・2020年4月までに認定される専門医については、共通研修の履修を求めない。

※機構の共通研修に関する各学会への周知、各学会の共通研修会の準備状況を勘案して、本対応は柔軟に処する。

共通研修の実施方法

- 社員学会、日本歯科医学会連合会員学会、各都道府県歯科医師会、研修施設を有する医療・教育機関等が主催し、本機構が認定する研修会
- 本機構が主催する研修会
 - ・本機構単独で主催する研修会
 - ・社員学会との併催による研修会：社員学会から本機構への依頼に基づき、社員学会の学術大会（集会）において、本機構主催の研修会を実施（講師派遣、受講管理、受講票の発行は本機構が行う）するもの。

経費、認定の管理

- ・共通研修の申請・認定料については、総務委員会の議を経て、理事会で決定する。
- ・共通研修への参加費については、開催団体が決定する。ただし、ある程度の妥当な範囲は総務委員会が示す。
- ・本機構は、共通研修を受けた受講者を管理する。本機構主催の研修会における受講、受講票の発行、管理は当面紙ベースで行うが、できるだけ早期にIDカード、e-learnigシステムの構築を目指す。
- ・各学会での受講管理も上記と同様に、できるだけ早期に電子媒体での提出ができるように依頼する。

- 日本歯科専門医機構 HP での「共通研修」に係る情報公開については、総務委員会
が早急に構築する。